

令和2年度第2回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年5月8日(金)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員(会長) 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員(会長職務代理者)
欠席農業委員	17番 森中喜輝委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 仲本悟委員 田邊雄一委員 佐々木知俊委員 山中春夫委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美徳委員 植田直道委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 高田主幹 石岡主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答  
について

カ 第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（伊塚会長）

それでは、第2回農業委員会総会を開きます。

新型コロナの関係で、バスの現地調査をしていません。バス調査の代わりに事前に県の常設の案件について現地調査をしました。今後は、第1種農地、農振除外、3,000平方メートル以上の案件については、地元委員及び周辺地区委員で現地確認を行うという事とに。それについては、事務局から農業委員に案内をしていただくという事で。

もう一点、図面等は3条のように4条、5条も省略しています。それから3条は、事務局で最初に説明して、補足を地元委員がしたうえで一括でしたいという事です。それから4条、5条は、地元委員別にまとめて説明し一括したいと思います。

今まで委員、推進委員が議案の対象となった場合は、退出をしていたのですが、これからは席に居ていただく形をとります。ただし、農業委員の場合は、裁決に参加出来ませんのでよろしくをお願いします。

それと転用許可申請等の毎月の受付締め切りを従来は17日でしたが毎月15日という事で、とりあえず市のホームページ等で周知を行います。当分の間17日までに持ち込まれたものは受付という事になりますのでよろしくをお願いします。報告事項は以上です。

それと推進委員さんの欠員で淀江の大和地区の長澤さんに来ていただいていますので、紹介させていただきます。

#### 長澤推進委員

この度、こちらでお世話になることになりました長澤と申します。いろいろと知らない事も多いと思いますけども、ご迷惑もお掛けすると思いますが、何卒よろしくお願いいいたします。

#### 議長（伊塚会長）

それと農業委員の欠員について、淀江の担当に今月から7月まで私伊塚が担当しますのでよろしくをお願いします。

続けて農林課から報告がありますのでお願いします。

#### 中久喜農林水産振興局長

日頃より本市の農政についてご協力いただいております、改めてお礼申し上げます。人・農地プランの実質化について若干説明させていただきます。人・農地プランというのは、地域ごとに将来の農業の在り方を皆さんとご協議いただいております。去年から具体的に動き出して順調に推移しています。まず、地権者さんへのアンケートですが、去年の暮れに発送しました。約2,6

00人。皆様のご協力もいただき今現在で1,606人、概ね63パーセントの返送ですけど、こちらにアンケートを送付させていただきたいと思います。まずアンケートの内容は事前にお配りしておりますのでご覧いただきたいと。送付の時期ですが、来週の金曜日位に郵送する予定としておりまして、6月19日頃を締切予定としておりますので、よろしく申し上げます。回収につきましては基本的に郵便で回収します。それで概ね返ってくると思うのですが、締め切りを過ぎますと、皆様の力をお借りして回収を手伝っていただけたら有り難いという具合に思っております。いずれにせよ、本市の農業の将来を決める大事なプランです。皆様のご協力をお願いしたいと思います。

議長（伊塚会長）

それでは、最初に農業委員会憲章の唱和をお願いします。

（全員で唱和）

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号14番の田中委員と議席番号16番の中本委員をお願いしたいと思います。

本日の欠席は、森中委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは4ページ、番号9の淀江町西尾原から番号11の大篠津町まで一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

失礼します。3条許可案件について説明いたします。

番号9の淀江町西尾原について説明いたします。

申請地は、西尾原農業実行組合共同作業所近くに位置します田1筆389平方メートルの農地となります。譲渡人と譲受人がこの度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は61アールとなります。

次に10番の尾高について説明します。

申請地はシャトーおだか近くの畑2筆合計1,622平方メートルの農地となります。売買を希望している譲渡人が隣地を耕作している、譲受人と同意し売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は115アールとなります。

続きまして番号11の大篠津町について説明いたします。

申請地は美保中学校近くの畑1筆187平方メートルの農地となります、本件は、譲受人が耕作している農地の隣地を譲渡人とこの度同意し売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は136アールとなります。

3条許可案件は以上3件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（伊塚会長）

番号9番淀江町西尾原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

4月22日に伊塚会長と共に現地調査を行いました。別紙の方の地目は田になっていますけども、現状は切通しの道路が出来たため、用水路が無いという事で畑地になっています。その隣も畑地という事で、今は草が生えていますけども、特に問題はございません。

議長（伊塚会長）

番号10番尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

4月28日、中本委員、尾坂推進委員、事務局で現地を確認させていただきました。詳細は、事務局が説明されたとおりです。

議長（伊塚会長）

番号11番大篠津町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

角農業委員

〇〇さんが作られている入り口の所の三角形の所で雑草が生えていますけど、買うのだったらいいという事で、買われたという事です。

議長（伊塚会長）

ただ今の3件の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

11番大篠津ですけども、境港の〇〇の人が、何でこんな三角の所だけわざわざ遠方から耕作を。

角農業委員

住所は境港市ですが、奥さんの里が大篠津です。大篠津で新規就農をやっておられまして、大篠津では一番幅広くやっておられます。実際の活動場所は大篠津です。

矢倉農業委員

その隣も〇〇さんですか。

角農業委員

そうです。〇〇さんですけど実際は〇〇さんです。その人の土地を中心にやっていますので、周りを拡張しておられる状況です。

議長（伊塚会長）

他にありませんでしょうか。

そうしますとただ今の3件について採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号1の観音寺について審議いたします。

それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

#### 吉澤農業委員

1 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。5 月 1 日に吉澤委員と大東推進委員で確認を行いました。転用目的は、家庭用の太陽光発電を計画したものです。実は最初の計画では、屋根に太陽光を設置する計画だったのですが、屋根の形と準備したパネルがマッチしなくて、屋根に付けることが出来なくなったという事で、屋敷の中に急きょ太陽光パネルを設置したということです。ところが家を建てる時に転用したと思っていたところ、まだ農地のままでそれが分かったものですから、急きょ事後になって転用の申請を出したというのが今回の中身です。場所的には以前、水道局が工事用の残土を置いた所です。そこが整地され、家も建って今回の太陽光を付けたという事になっています。被害防除計画等については別紙に書いてあります。特にやることは全部問題無くやっています。同意状況も隣接耕作者、実行組合、米川土地改良区それぞれ必要な所の同意は取っています。事後の申請になったのですが、中身的には問題無いと考えています。ご審査の方をよろしくお願いいたします。

#### 議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7 ページをお願いします。

議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第 5 条第 3 項において準用する、第 4 条第 3 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8 ページ、番号 1 3 の河崎と 1 0 ページ番号 2 0 の両三柳について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 山中推進委員



13番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築を計画したものです。造成計画は、盛土5センチから20センチを行い、擁壁として隣地境界にコンクリートブロック12センチを2段積で設置します。雨水の排水については、溜桝から既設の道路側溝へ流す計画で、汚水については、合併浄化槽から、同様の既設の道路側溝へ流す計画で問題はありません。隣接農地耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

#### 大縄農業委員

20番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の設置を計画したものです。5月5日に大縄委員、山中推進委員で現地確認を行いました。造成については、盛土20センチから30センチ行い、雨水の排水について、敷地内溜桝から自然流下で既設の道路側溝に放流する計画で問題は無いです。汚水については、公共下水道へ接続します。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、駅、役場等から500メートル以内で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（伊塚会長）

ただ今の番号13と番号20の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号14の新山から番号15の新山について一括して審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

#### 遠藤農業委員

岩佐推進委員から説明してもらいます。

#### 岩佐推進委員

14番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。4月30日に遠藤委員、岩佐推進委員で、被害防除について現地確認を行いました。造成計画は、10センチから20センチの盛土を行います。防護柵の高さは100センチの高さのものを設置します。雨水排水について、周辺農地に支障を及ぼさないための措置として、フェンス設置を1メートル程度セットバックして緩衝地を設け、隣地境界に畔の形状の土壁を設けての地下浸透の計画で問題ありません。汚水の発生はありません。雑草対策として、定期的に管理者である〇〇が見回りと草刈りを行い、砕石、真砂土を敷設します。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意を確認しています。土地改良区はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくをお願いします。

15番の議案について説明します。15番は14番と隣接する土地ですので、同じく〇〇が管理を行います。転用目的は、太陽光発電施設です。4月30日に遠藤委員、岩佐推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、隣接地ですので同じく10センチから20センチの盛土を行います。防護柵の高さは、こちらの方は150センチの高さのものを設置します。雨水排水についても同じくフェンスをちょっと内側に入れて、畔の形状の盛土をして地下浸透と、こちらの方は面積が大きいので、地下排水溝を設置します。それによって問題無いと思われれます。汚水の発生はありません。雑草対策も同じく〇〇が見回りと草刈りを行い、砕石、真砂土を敷設します。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意を確認しています。土地改良区はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしく審議をお願いします。

#### 議長（伊塚会長）

ただ今の番号14番と番号15番の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ番号16の彦名町から10ページ番号19の彦名町について一括して審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

#### 田口推進委員

今回の転用4件については5月2日に公本委員、田口委員で現地確認を行いました。それでは説明します。16番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築を計画したものです。造成計画は、最高で40センチの盛土を行います。擁壁は隣接農地がある南東の境界にL字擁壁90センチを設置します。雨水の排水は自然流下で、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認しています。農地区分は、管理設道路沿道の区域で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

17番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、16番の隣地に資材置場を計画したものです。造成計画は、最高で40センチの盛土を行います。擁壁は隣接農地がある南東の境界にL字擁壁90センチのものを設置します。雨水の排水について、地下浸透及び自然流下で既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水については発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認しています。農地区分は、管理設道路沿道の区域で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

18番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、住宅及び進入路の設置を計画したものです。造成計画は、5センチから48.5センチの盛土を行います。擁壁は、コンクリートブロック12センチを2段積で設置します。雨水の排水は、既存の農業用水路及び新設する道路側溝に放流する計画で問題ありません。汚水について、公共下水道へ接続する計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

19番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、貸資材置場を計画するものです。造成は5センチ

から50センチの盛土を行います。擁壁は、隣接農地のある西側にコンクリートブロック15センチを3段積で設置します。雨水の排水は、地下浸透及び自然流下で既存の道路側溝に流す計画で問題ありません。汚水は発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認しています。農地区分は、管理設道路沿道の区域で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の4件の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、11ページ番号21の古豊千及び高島から番号23の今在家について一括して審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

田邊推進委員

21番と22番については田邊の方で説明したいと思います。

21番ですが、詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。面積が5,949平方メートルありますので、4月30日に現地確認をしましたけども、会長、職務代理者、隣の県地区の高橋委員、それから森中委員、事務局とで現地確認を行いました。造成計画は10センチから20センチの盛土を行います。防護柵として高さ150センチのものを設置します。雨水排水は、周囲に流れ出ないように、中の方に勾配をつけて集めて自然流下するという事にしております。特に隣の方に漏れないようにという事で畦畔等の要望は出しておきました。雑草対策として、管理者である〇〇が定期的に見回り、草刈を行い、碎石、真砂土を敷設します。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しております。農地区分は、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしく申し上げます。

22番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。4月30日に森中委員と田邊推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、10センチから20センチの盛土を行います。防護柵として、隣地境界に高さ1メートルのものを設置します。雨水の排水について、隣地境界に畦畔の形状の土壁を設けまして地下浸透の計画をしていますので、見た範囲では特に問題ありません。また、現地確認時に取水経路にちょっと問題がありましたので、取水用の塩ビ管を設置するよう指導しました。業者も一緒におりましたので、対応について了承いただいております。汚水の発生はありません。雑草対策として、管理者である〇〇が定期的に見回り、草刈を行い、碎石、真砂土を敷設します。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしく申し上げます。

#### 仲本推進委員

23番の議案については仲本が説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、駐車場の設置を計画したものです。4月27日に森中委員、仲本推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、20センチから30センチの盛土造成を行い、擁壁はコンクリートブロック12センチを3段積としております。流出防止措置として、隣接農地との境界は土羽打ちを行います。雨水の排水について、地下浸透と自然流下で既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、300メートル以内に駅・役場等の施設がある農地のため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしく申し上げます。

#### 議長（伊塚会長）

ただ今の3件の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、12ページ番号24の河岡から番号25の日下について一括して審議します。  
担当委員さんから説明をお願いします。

#### 高橋農業委員

24番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、貸資材置場の設置を計画したものです。4月29日に高橋農業委員、植田推進委員とで現地確認を行いました。造成については、20センチから30センチの盛土を行い、擁壁は、周囲にコンクリートブロック12センチを3段積で設置する計画です。雨水排水について、地下浸透及び既設の道路側溝へ放流する計画で問題等はありません。汚水の発生はありません。実行組合の排水同意を確認しています。隣接する農地はありません。土地改良区も該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまので、ご審議よろしくをお願いします。25番の議案については、植田推進委員から説明していただきます。

#### 植田推進委員

25番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。申請地は、4月29日に高橋農業委員と植田推進委員で現地確認を行っております。本件は、今年の2月の総会において農振除外を行った案件です。内容は、申請者が公共事業から搬出される建設残土を受け入れる施設を市内尾高の山林に計画しており、それに伴い大型車両が申請地である市道尾高日下原線を通る事になりますが、現在のままでは狭く路肩が弱い為、申請地を拡幅し道路敷地として利用しようとするものです。道理の拡幅延長は760メートルで、現況幅3.5メートルの道路を7メートルの幅員に拡幅し、造成は最高で50センチの盛土を行います。雨水排水は、農地側の境界に高さ30センチ、幅30センチの新設の道路側溝を敷設し、自然流下で放流します。汚水の発生はありません。農地区分は、集団農地の為、第1種農地に該当します。許可根拠として、土地収用法その他の法律で収用できる事業に該当します。なお隣接農地同意は申請者の土地のため不要です。また、実行組合は該当ありません。地元につきましては、日下自治会長に説明し、関係資料を回覧し周知を行うと共に、伯仙土地改良区の同意を確認しています。なお参考までに申し上げますと、残土処分場に対しましては、大高地区自治連合会が協定書を結び同意されており

ますし、地元の水利組合の同意を確認しております。転用について問題ないと考えております。よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の2件の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、13ページ、議案第4号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、16ページ番号5-1から18ページ番号5-10までを一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

まず、議案の訂正をお願いいたします。18ページ番号5-10利用権を設定する者氏名を〇〇に訂正をお願いいたします。

利用権設定各筆明細について説明いたします。

16ページ番号5-1及び2は新規設定です。

番号5-3は再設定です。

番号5-4は新規設定です。

17ページ番号5-5から番号5-7は再設定です。

18ページ番号5-8から番号5-10は新規設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、21ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号5-1から28ページ番号5-35までを一括して審議します。  
事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

21ページ5-1及び5-2は契約内容の変更です。

番号5-3から28ページ番号5-35まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向で23件、Bは相対の契約からの切替えで9件、Dは期間満了による更新で1件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、31ページ所有権移転各筆明細について、番号5-1から番号5-2を一括して審議します。



事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

31 ページ番号5-1は、田です。本件は規模拡大のため買い受けるものです。取得後の経営面積は99アールとなります。

番号5-2は、田です。本件は規模拡大のため買い受けるものです。取得後の経営面積は129アールとなります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、32ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、33ページ番号1から37ページ番号10-2までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

33ページ番号1から38ページ番号10は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。  
選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。  
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。  
続きまして、番号11を審議します。  
関係者の田中委員は議事に参与できません。  
事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

番号11は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。  
選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。  
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。  
続きまして、41ページ、議案第6号をお願いします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第40条の7第2項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。

それでは、(1)から(3)について、一括して審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

42ページをお願いします。申請者は、農地15,523平方メートルのうち、富益町、彦名町、安倍の農地計12筆、9,795平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。これらの農地を、富益地区の足立委員、田中委員、友森推進委員、彦名地区の公本委員、田口推進委員、住吉地区は大縄委員、三島推進委員に立ち会っていただき、現地確認をしたところ、適正に耕作、管理されていました。

43ページをご覧ください。申請者は先に説明した方の義理の妹で、農地15,523平方メートルのうち、安倍の農地1筆1,095平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。この農地を、住吉地区は大縄委員、三島推進委員に立ち会っていただき、現地確認をしたところ、適正に耕作、管理されていました。なお、農地は今後、中間管理機構に貸付ける意向です。

44ページをご覧ください。申請者は先に説明した方の義理の下の妹で、農地15,523平方メートルのうち、安倍の農地2筆1,944平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。この農地を、住吉地区は大縄委員、三島推進委員に立ち会っていただき、現地確認をしたところ、適正に耕作、管理されていました。なお、農地は今後、中間管理機構に貸付ける意向です。3件併せて、ご審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただいま事務局より3件の説明のありました審議事項について、何かご意見はございませんか。

無いようですので、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。  
審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

45ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

46ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、47ページから48ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について9件を受理しています。

次に、49ページの非農地現況証明について、3件を証明しています。

次に、50ページから51ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して2件を回答しています。

次に、52ページの農地等の現況に関する回答書について、米子市長に対して、1件を回答しています。

次に、53ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

報告は以上です。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

本日、予定していましたが審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

倫理委員会を4月16日、4月24日と開催しまして、原案ができましたので、事務局の方から説明してもらいたいと思います。

事務局（宅和事務局長）

農業委員会倫理規程案について説明したいと思います。本日机の上に米子市農業委員会倫理規程案と米子市農業委員会倫理規程案解説という2枚の資料をお配りしていますのでご覧ください。倫理規程については、先月の16日と24日に倫理委員会が開催されまして、倫理規程案を検討し、このたび案を委員の皆様にお示しするものです。それでは内容について説明をします。

まず、倫理規程案第1条についてですが、これは本規程の制定目的を掲げているものです。

第2条につきましては、本規程で使用します用語の定義付けをするものです。

第3条ですが、特別職の地方公務員であります農業委員等が遵守すべき基本的な心構えを明らかにするものです。

その中で第1号では、常に公平かつ公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

第2号では、公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自ら又は自らの属する団体の私的な利益のために利用してはならないこと。

第3号では、法令等を遵守するとともに、与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の行為をしてはならないこと。

第4号では、職務上知り得た秘密を厳守すること。

第5号では、行政指導に当たっては、行政手続法の規定に基づき、これを行うものとし、関係事業者に対し当該行政指導の内容の実現を強制してはならないこと。

第6号では、刑法に規定する収賄罪その他の刑事責任を問われるような行為をしてはならないこと。

以上第3条では、倫理原則を規定しようとするものです。

続いて、第4条では具体的な禁止行為を規定するものです。

第1号では、関係事業者から金銭、物品を受けること。

第2号では、関係事業者から不動産の贈与を受けること。

第3号では、関係事業者と会食、旅行、遊技をすること。

第4号では、関係事業者から金銭の貸付けを受けること。

第5号では、本来自らが負担すべき債務を関係事業者に負担させること。

第6号では、関係事業者から正当な対価を支払わずに役務の提供、不動産、物品等の貸与を受けること。

第7号では、前各号に掲げるもののほか、関係事業者から接待又は利益若しくは便宜の供与を受けること。

第8号では、市の機関及び農業委員会事務局に対し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求を行うこと。

以上第4条では、8項目に分けて禁止行為を明らかにするものです。

その中で第4条第3号の会食、旅行、遊技については、解説の方をご覧ください。これは市職員倫理規程の考え方に沿ったものですが、私的関係がある中でも、必要最小限度にとどめるべきであり、会食が主たる目的でない会議、会合等で、茶菓や簡単な飲食、弁当等を関係事業者と共にすることは、会食に当たらないものとして許容の範囲内であるが、それが関係事業者の費用負担である場合は接待に該当することもあるので、必要な経費は、自ら負担すべきであるということと、市の機関が開催する行事等に伴うもの、例えば校区民運動会等を除き、関係事業者とレクリエーション、マーじゃん、ゴルフその他の遊技をすることは禁止であるという考え方です。

続いて第5条ですが、これは禁止行為の例外を規定するものです。解説の方をご覧ください。これも市職員倫理規程の考え方に沿ったものです。まず、自らの意思でなく偶然又は不可抗力により会食、旅行、遊技に該当する行為をするに至った場合には、禁止行為の例外とするものです。自らの意思でなく偶然又は不可抗力によりというのは、食事に行って偶然に関係事業者と相席になった場合、団体旅行で偶然に関係事業者と同行することとなった場合、私的なゴルフコンペで偶然に関係事業者と同じ組になった場合等が該当するものです。

第6条では、私的関係における行為の取り扱いを規定するものですが、これも解説をご覧ください。

これも市職員倫理規程の考え方に沿ったものです。私的な関係、例えば親族関係、個人的な友人関係その他私生活の面における関係、近所付き合いとかそのような事だと思いますが、その中で第4条における禁止規程、第8号を除きますけども、これに該当する行為を、私的な関係では全面的には禁止するものではありませんが、その前提として関係事業者に該当する者との、職務上の関係の状況、当該私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公平かつ公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限るものという事になります。また、職務上の関係から発生をした関係事業者との私的な関係とは、この条に規定する私的な関係には含まれないものということにします。また、以前からの私的な関係のあるものであっても、現に関係事業者としての関係がある場合は、会食、旅行、遊技等は最小限度、香典、見舞い等も社会通念の範囲内に留めるべきであり、特に禁止行為の中の第4条第4号から第7号までに規定する利益の供与に関する事項については、私的な関係による適用除外は一切無いものと考えていただきたいと思います。

続いて第7条ですが、農業委員等は、関係事業者から公正な職務の執行を損なうおそれのある行為を求める要求等があったときは、速や

かに、農業委員会会長及び事務局に報告すること。また、会長及び事務局は、報告を受けたときは、速やかに、事実関係の確認を行い、必要な措置をとるという事を規定するものです。

続いて第8条では会長の責務を規定するものです。

第9条では、違反行為に関する通報等があった場合、会長、事務局は、事実関係の確認をしなければならない事を規定するものです。

第10条は、違反行為に対する農業委員会の取るべき措置を定めようとするものです。

条文の説明は以上です。今後ですが、5月20日に行われます米子市議会の都市経済委員会で倫理規程案を示しまして、同委員会で意見があった場合は、それを農業委員会で検討して、遅くとも7月10日の総会では倫理規程を決定したいと考えています。説明は以上ですが、ご質問ご意見があればよろしくお願いたします。

議長（伊塚会長）

先月から倫理規程についてはずっと討議してきました。特に問題になったのが、第1条の2段目の所に、「収賄を始めとする信用失墜行為を再び起こすことのないよう決意し」というところで、本文中にも収賄の事が書いてあるのですが、第1条の中に今回あった事案を載せています。目的の中にこれを入れなくてもいいという意見もありましたが、あえてこれを入れてあります。いろんな面で議論をしてきました。私共で気付かない点があると思います。何回も修正してきました。これに対し、意見がある方はお願いしたいと思います。

米澤推進委員

3条第4号、職務上知り得た秘密は当然、職を退いた後も当然ですけども、これは文書で残しますか。

事務局（宅和事務局長）

今考えているところは、この倫理規程案ができましたら、委員の皆さんに承諾書といいますか誓約書といいますか、そういうようなものを出していただきたいと思っています。

米澤推進委員

分かりました。

議長（伊塚会長）

アンケート調査結果からの課題ということで、別紙にしております。いろんな問題点があると思うのですが、一回やってみて、変更すべき事がありましたら、それは直しながら進めていき、より良い総会になるような形に。それから倫理規程を作成しているのですが、後から必ず署名していただいて賛同してもらうようにするという事も決めております。

倫理規程について他にありませんか。

公本農業委員

第7条ですが報告義務で、農業委員等で会長を除くというのがありますけども、これはちょっと文章の表現がまずいのではないですか。会長そのものも農業委員である訳だから、会長を除くという事は、会長は報告しなくていいのですか。だからここは、全ての農業委員等にはしたらどうですか。

事務局（宅和事務局長）

会長も農業委員ですので、検討させていただきたいと思います。



議長（伊塚会長）

第7条につきましては検討するという事によろしくお願いします。

他にありませんか。

無いようですので、県農業会議会議員の事務報告はありませんでした。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

6月総会につきましては、6月10日（木）米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、6月の農地相談は中止としています。

次に、5月の活動実績報告書ですが、6月2日（火）までにご提出いただきますと助かります。

私からは以上です。

議長（伊塚会長）

それでは、これを持ちまして、第2回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（伊塚会長）

議事録署名委員

議事録署名委員